

ちばぎんカードローン契約

私はちばぎん保証株式会社（以下「保証会社」という）の保証にもとづき、株式会社千葉銀行（以下「銀行」という）の当座貸越元金による当座貸越取引（ちばぎんカードローン取引）を約定するについて、次の各条項を約定します。

(取引方法)

- 第1条** 1. 本契約によるちばぎんカードローン取引は、銀行の本支店のうちいずれか1か店のみで開設できるものとします。
2. ちばぎんカードローン取引は、ちばぎんキャッシュローンカード（以下「カード」という）の使用による当座貸越取引の専用口座とし、小切手、手形の振出し或いは引受け、公共料金等の自動支払い（別途約定のあるものを除く）は行いません。
3. ちばぎんカードローン取引にもとづく当座貸越はカードを使用して払戻しすることにより発生し、また入金することにより減少します。
4. 前2項にかかわらず銀行が認めた場合に限り、本契約締結後においてはカード発行前であっても銀行所定の当座貸越元金支払請求書により払戻しすることができるものと、取扱方法は銀行の定めるところによります。
5. カード、現金自動支払機、現金自動預金機の取扱いは、別に定めるちばぎんキャッシュローンカード規定およびちばぎんキャッシュカード規定によります。

(契約期限)

- 第2条** 1. 本契約の期限は、表記のとおりとします。ただし、契約期限の前日までに銀行或いは私のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この期限はさらに1年間延長するものとし、以後も同様とします。
2. 契約期限の前日までに銀行或いは私から期限を延長しない旨の申出がなされた場合は次に定めることとします。
- (1) カードは取扱店に返却します。
- (2) 契約期限の翌日以降本契約による当座貸越はうけません。
- (3) 当座貸越元金利息は、本契約の各条項に従い弁済し、当座貸越元金が完済した日に本契約は当然に解約されるものとします。
- (4) 契約期限内に当座貸越元金がない場合は、契約期限の満了をもって本契約は当然に解約されるものとします。
3. 第1項にかかわらず、契約期限は、私の満65歳の誕生日以降に到来する期限をもって満了するものとし、契約期限の延長は行わないこととします。その後の手続きは前項と同様とします。

(貸越極度額)

- 第3条** 1. 本契約の貸越極度額は表記のとおりとします。なお、銀行がこの極度額を超えて当座貸越を行った場合も、私はこの約定により債務を負担します。
2. 銀行および保証会社は、私の借入状況に関する審査により、貸越極度額を上限として利用限度額を定めます。私は利用限度額の範囲内で繰り返した当座貸越による借入ができるものとします。なお、銀行がこの利用限度額を超えて当座貸越を行った場合も、私はこの約定により債務を負担します。
3. 私について、次の各号のいずれかにあたる場合、銀行および保証会社は利用限度額を減額（利用限度額を0にすることを含みます）することができるものとします。
- (1) 本契約に違反したとき、または債務不履行があったとき。
- (2) 私の借入状況に関する銀行および保証会社の審査により相当と認められたとき。
- (3) 前項により、利用限度額を減額した後に、私の借入状況に関する銀行および保証会社の審査により相当と認められた場合には、銀行および保証会社は貸越極度額を上限として利用限度額を増額できるものとします。
5. 利用限度額の変更に関しては、銀行から私あてに変更後すみやかに書面に通知するものとします。
6. 第3項の取扱いにより利用限度額を減額（利用限度額を0にすることを含みます）されている間、弁済は第5条の定めにより行われるものとします。

(貸越金利息・損害金等)

- 第4条** 1. 本契約による当座貸越元金の利息は付利単位100円とし毎月銀行所定の日に、銀行の定める利率、方法により算出するものとし、計算の都度第1条第3項にかかわらず、当座貸越口座残高に組入れることに同意します。また、銀行が現金による利息の支払いを請求したときは、直ちにこれに応じます。
2. 銀行に対する債務を履行しなかった場合には、支払すべき金額に対し年20%の割合の損害金を支払います。この場合の計算方法は年365日の日割計算とします。
3. 金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は利率および損害金の割合を一般的に行われる程度のものに変更することができるものとします。銀行はこの変更の内容を銀行の本支店等に掲示するものとします。
4. 保証会社の保証にかかわる保証料は、銀行の負担とします。
5. 銀行が特に私に対して優遇利率を適用した場合には、私に通知することなく銀行はいつでもその優遇利率を変更し、または優遇利率の適用を中止することができるものとします。

(約定弁済・任意弁済)

- 第5条** 1. 本契約にもとづく毎月の弁済は借入要項記載の日（銀行休業日の場合は翌営業日とし、以下「約定返済日」という）、前日・前日・前日・前日（銀行休業日の場合は翌営業日）現在貸越残高がかりかつ引き続き約定返済日前日に貸越残高があるものが対象となり、約定返済日前日現在の当座貸越残高につき下記のとおり弁済します。ただし、約定返済日前日現在の当座貸越残高が下記の約定返済日に満たないときは、当座貸越残高の全額を弁済します。

約定返済日前日現在の貸越残高	約定返済金額
50万円以下	1万円
50万円超100万円以下	2万円
100万円超200万円以下	3万円

2. 前項による約定弁済のほかには当座貸越口座へ直接入金することにより随時に任意の金額を弁済することもできるものとします。ただし、証券類は当座貸越口座へ直接入金できないものとします。なお、入金額が当座貸越残高相当額を超える場合は、その超える金額について表記の私名義の指定預金口座（以下「指定預金口座」という）に入金するものとします。
3. 前2項以外による弁済は、原則として行わないものとします。

(弁済方法)

- 第6条** 1. 前条第1項による当座貸越元金の弁済にあたっては、指定預金口座から引落しのうえ充当してください。この場合、普通預金、総合口座通帳および同払戻請求書の提出はいたしません。なお、万一預け入れが遅延した場合には銀行は、預け入れ後いつても約定返済日に第4条第2項の損害金を加えた額（以下「弁済額相当額」という）について同様の取扱いを行ってください。
2. 指定預金口座の残高が約定返済額または弁済額相当額に満たないときは、銀行はその一部の弁済にあてる取扱いをせず、その全額について期限に弁済がないものとします。この場合、約定返済額または弁済額相当額が全額弁済されるまで当座貸越の利用を一時中止されても異議ありません。

(諸費用の引落し)

- 第7条** 1. 本契約の締結に関し、私が負担すべきカード発行手数料（消費税を含む）・印紙代（本契約の締結と同時に入会するちばぎんJCBカードまたはD.Cカードの提出書類に要する印紙代を含む）等の費用は銀行所定の日、方法により第1条第3項にかかわらず当座貸越口座から引落しのうえ費用の支払いにあてると同意します。ただし、印紙代については銀行が認めた場合に限り、銀行所定の日に指定預金口座から小切手または通帳および請求書なしで引落しのうえ、支払いにあてることができるものとします。

(期限前の全額弁済義務)

- 第8条** 1. 私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行から通知催告等がなくても、当然に当座貸越元金全額について弁済期が到来するものとし、直ちに当座貸越元金全額を弁済します。なお、この場合銀行からの通知なしに直ちに本契約を解約されても異議はありません。
- (1) 支払いの停止または破産手続開始、民事再生手続開始の申出があったとき。
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (3) 私の預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
- (4) 第5条第1項の約定弁済を遅滞し書面等により督促しても翌々月の弁済日まで弁済額相当額を弁済しなかったとき。
- (5) 保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき。
- (6) 住所変更の届け出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、銀行に私の所在が不明となったとき。
- (7) 相続の開始があったとき。
2. 私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行の請求によって当座貸越元金全額について弁済期が到来するものとし、直ちに当座貸越元金全額を弁済します。
- (1) 私が銀行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。
- (2) 私が銀行との取引約定の一つにでも違反したとき。
- (3) この取引に関し私が銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
- (4) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

(解約等)

- 第9条** 1. 前条各号の事由があるときは、いつでも銀行は当座貸越を中止しまたは本契約を解約することができるものとします。
2. 本契約による当座貸越取引が終了した場合には、直ちに当座貸越元金を弁済します。
3. 本契約による契約期限内に当座貸越取引を解約する場合に当座貸越元金があるときは直ちにその全額を弁済します。

(相殺払戻充当)

- 第10条** 1. 本契約の定めによって当座貸越元金を弁済しなければならぬ場合には、その債務と私の預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも銀行は相殺することができます。
2. 前項の相殺ができる場合には、銀行は事前の通知および所定の手続きを省略し、私にかわり預金の払戻しを受け、本契約による債務の弁済に充当することもできます。この場合、銀行は私に対して充当した結果を通知するものとします。
3. 前2項によって相殺または払戻充当する場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、利率、料率は銀行の定めによるものとします。

(借主からの相殺)

- 第11条** 1. 弁済期にある私の預金その他の債権と本契約の債務とを、その債務の期限が未到来であっても、私は相殺することができます。
2. 前項により私が相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出します。
3. 私が相殺した場合における債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を相殺通知の到達の日までとし、利率、料率は銀行の定めによるものとします。

(約定)

- 第12条** 1. 弁済または第10条による相殺または払戻充当の場合、私の債務全額を消滅させるに足りないときは、銀行が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当に対しては異議を述べることができないものとします。
2. 第11条により私が相殺する場合、私の債務全額を消滅させるに足りないときは、私の指定する順序方法により充当することができます。
3. 私が前項による指定をしなかったときは、銀行が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当に対しては異議を述べません。
4. 第2項の指定により債権保全上支障が生ずるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の有無、軽重、処分手続の難易、弁済期の長短、割引手形の決済見直しなどを考慮して、銀行の請求する順序方法により充当することができ、その充当に対しては異議を述べません。
5. 前2項によって銀行が充当する場合には、私の期限未到来の債務については異議が到来したのとして、銀行はその順序方法を指定することができます。

(危険負担・免責事項等)

- 第13条** 1. 私が銀行に差し入れた証書等が、事変、災害、輸送中の事故等やむをえない事情によって紛失、滅失、または損傷した場合には、銀行の帳簿、伝票等の記録にもとづいて債務を弁済します。なお、証書等の紛失、滅失、または損傷が銀行の責めに帰すことのできない事情による場合には、銀行の請求によって代りの証書等を差し入れます。
2. 当座貸越金支払請求書、諸届その他の書類の印影または署名、暗証を私の届け出た印鑑または署名、暗証に相当の請求をもって照合し、相違ないとして認められたときは、それらの書類、印鑑等につき偽造、変造、盗用その他の事故があってもこれによって生じた損害は私の負担とし、銀行にはなんらの請求をしません。
3. 私に対する権利の行使もしくは保全または担保の取立もしくは処分に要した費用、および私の権利を保全する権利を依頼した場合に要した費用は、私が負担します。

(届け出事項の変更)

- 第14条** 1. 氏名、住所、職業（勤務先）、印鑑、電話番号その他届け出事項に変更があったときは、直ちに書面によって届け出をします。この届け出の前に生じた損害は私の負担とし銀行にはなんらの請求をしません。
2. 私が前項の届出を怠ったために、銀行からなされた通知または送付された書類が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとされても異議はありません。

(報告・調査)

- 第15条** 1. 銀行から財産、債務、経営、業況、収入等について、資料の提供または報告を求められたときは直ちに応じます。
2. 財産、債務、経営、業況、収入等について重大な変化が生じる恐れがあるときは銀行に報告します。

(契約の変更)

- 第16条** 1. 本契約の内容を変更する場合（第4条第3項により利率および損害金の割合が変更される場合を除く）、銀行はあらかじめ変更内容および変更日を銀行本支店に掲示するかまたは書面にて通知するものとします。この場合、変更日以後は変更後の内容により本契約を履行します。

(合意管轄)

- 第17条** 1. 本契約にもとづく諸取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、銀行本店または表記の銀行取扱い店の所在地を管轄する裁判所とすることに合意します。

(個人情報情報への登録)

1. 私は、下記の個人情報（その履歴を含む）が当行が加盟する個人情報情報機関に登録され、同機関および提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の信用取引上の判断（返済能力または転居先の情報を用いる。ただし、銀行法施行規則により、返済能力に関する判断については返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む）	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
当行が加盟する個人情報情報機関を利用した日および本契約またはその申込み内容等	当初利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第1回不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人承認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報保護と適正な利用の確保のために必要範囲内において、個人情報情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

3. 前項に規定する個人情報情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（銀行ではできません）。

①銀行が加盟する個人情報情報機関
全国銀行個人信用情報センター
<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>
TEL03-3214-5020

②同機関と提携する個人情報情報機関
全国信用情報センター連合会（全信連）加盟の個人情報情報機関
<http://fcbijp>
TEL0120-441-481（最寄りの全信連加盟個人信用情報機関につなぐります）
例 シー・アイ・シー（CIC）<http://www.cic.co.jp>
TEL0120-810-414

(自動融資取引の特約)

- 自動融資を利用する場合には、上記のちばぎんカードローン契約の各条項のほか次の条項が適用されるものとします。
1. ちばぎんカードローン申込書（兼当座貸越契約書）により届け出た指定預金口座が、銀行所定の預金口座振替契約による引落し口座に指定されている場合、その預金口座振替の請求金額がある場合、その当座貸越を利用できる金額を指定預金口座に総合口座引当規定にもとづく当座貸越契約がある場合、その当座貸越を利用できる金額を指定預金口座に総合口座引当規定にもとづく当座貸越口座から第3条に定める利用限度額の範囲内で自動的にその不足金額相当の当座貸越（この当座貸越を以下「自動融資」という）を行い、指定預金口座に入金するものとします。
- なお、第5条および第6条に定める約定弁済金、第7条の諸費用の支払いはか銀行との融資取引に関し私の負担する債務の弁済金の自動引落し、預金の払戻し、預金間の振替、送金については、自動融資の対象としません。
2. 指定預金口座に対して、同日に数件の預金口座振替の請求があり、その合計額が前項により自動融資のできる額を超える場合は、そのいずれの預金口座振替請求額相当分を自動融資する場合は銀行の任意とします。
3. 指定預金口座への自動融資による入金（当座貸越口座からの当座貸越）と同日付での現金・振込および振替による指定預金口座への入金があった場合は、銀行は前者を優先して指定預金口座の支払可能預金残高不足に充当する取扱いとしても異議はありません。